

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	5-3
許認可等の種類	覚醒剤原料取扱者等の指定			
根拠法令条例等・条項	覚醒剤取締法第30条の2			
許認可等の概要	覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・覚醒剤取締法第30条の2第4号、第5号 覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定は業務所又は製造所ごとに厚生労働大臣が、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定は業務所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる者のうち適当と認める者について行う。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4)覚醒剤原料取扱者については、薬局開設者、医薬品製造販売業者等、医薬品販売業者その他覚醒剤原料を譲り渡すことを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の使用を必要とする者</p> <p>(5)覚醒剤原料研究者については、覚醒剤原料に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤原料の製造又は使用を必要とする者</p> <p>・覚醒剤取締法施行規則第9条 法第30条の2に規定する覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。</p> <p>(1)覚醒剤原料輸入業者 次に掲げる者</p> <p>イ 医薬品医療機器等法第12条第1項の規定による医薬品の製造販売業の許可又は同法第13条第1項の規定による医薬品の製造業の許可を受けている者</p> <p>ロ～ハ 略</p> <p>(2)覚醒剤原料輸出業者 次に掲げる者</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 医薬品医療機器等法第4条第1項の規定により薬局開設の許可を受けている者</p> <p>ハ 医薬品医療機器等法第26条第1項の規定による店舗販売業の許可又は第34条第1項の規定による卸売販売業の許可を受けている者</p> <p>ニ 略</p> <p>(3)略</p> <p>(4)覚醒剤原料取扱者 次に掲げる者</p> <p>イ 第1号イに掲げる者</p> <p>ロ 第2号ロに掲げる者</p> <p>ハ 第2号ハに掲げる者</p> <p>ニ 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者</p> <p>ホ 香料若しくは化学薬品の製造業若しくは販売業又は石けんの製造業者</p> <p>(5)覚醒剤原料研究者 第1条第2号に掲げる業務に従事する者</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	-			